

年間登録団体の受付申込み概要

【申込期間】 12月1日～12月15日

【利用期間】 平成〇〇年 4月1日～平成〇〇年 3月31日

【申込場所】 守山市民交流センター 『さんさん守山』 077(583)2975

【提出書類】 「守山市民交流センター年間使用登録申請書」
「平成〇〇年度年間登録団体会員名簿」
「予算書(案)」
「活動計画書(案)」
「会員募集について」
「会則」... (会則を定めている団体に限る)

年間登録団体は、3か月前の月の初日から末日までの間に、使用申請を出すことができます。

(一般の団体は、2ヶ月前)

その3ヶ月前で使用申請できるのは、1つの年度を通じて、1室を1週につき1回です。

年間登録団体の要件

構成員の過半数が市内に住所または居住を有する者であること

文化・教養活動またはスポーツ活動を主たる目的とするものであること

営利を目的とする活動または宗教活動もしくは政治活動に該当する活動を行うものでないこと

市民交流センターの施設を使用して行う活動に係る会費が一開催につき構成員一人あたり1000円以下であること

(構成員の数が30人を超える団体については500円以下)

年間登録団体は、年間団体登録団体間の交流などを図るために組織する連絡会への加入が必要です。

(連絡会年会費1500円を徴収しています)

年間登録団体は、毎年1回行われる「さんさん守山文化祭」に出展、出演またはスタッフとして必ず参加することになっています